

# 「大和郡山市地域公共交通総合連携計画」の概要

## 1. 経緯

平成20年3月11日作成

平成20年3月27日公表

## 2. 大和郡山市地域公共交通総合連携計画の区域

大和郡山市（別紙管内図）

## 3. 大和郡山市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

交通空白地域において、高齢者等の交通弱者をはじめとする市民の移動手段の確保を図る。

地域の公共交通を担う市民、交通事業者（バス・タクシー、鉄道等）及び行政が、相互に連携・協力しながら、「市民生活の利便性の向上」「地域経済の活性化」という大きな共通理念のもとで、新たなる公共交通体系（交通体系ネットワーク）の構築を進めていく。

## 4. 大和郡山市地域公共交通総合連携計画の目標

安全・安心な公共交通環境の整備

生活交通としての充実

地域の活性化手段として展開

環境問題への対応

## 5. 事業の概要及び事業の実施主体

市内全域（主に市街地内及び治道、平和地区内における大和郡山市コミュニティバス3台の運行）

【実施主体】大和郡山市

公共交通（路線バス及び市コミュニティバス等）の利用促進活動

- ・時刻表、公共交通路線図、ポスター等作成・配布等
- ・アンケート調査等による情報収集調査と分析
- ・公共交通の普及促進活動等の実施
- ・バス停留所、関連施設等の整備等
- ・低廉なバス運賃、割引乗車券等各種企画乗車券の発売等

【実施主体】

大和郡山市、大和郡山市自治連合会、奈良交通（株）

新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入、活用

- ・デマンド型運行等の導入及び検討
- ・スクールバス、診療所送迎バス等の活用等

【実施主体】

大和郡山市、市教育委員会

その他

- ・バリアフリーによる乗継の円滑化等
- ・その他創意工夫による事業等

【実施主体】

大和郡山市

6．計画期間

平成20年～平成22年

7．法第6条に定める協議会の有無

有

法定協議会としての位置付け：平成20年3月24日

名称：大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「地域公共交通総合連絡協議会」という。）

構成員：別紙

8．法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成19年9月21日 地域公共交通会議を設立し協議

平成19年12月4日 第2回地域公共交通会議で協議  
平成20年3月24日 第1回地域公共交通総合連絡協議会で協議  
地域公共交通会議を法定協議会に位置付けると共に、  
総合連携計画を策定

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

地域公共交通会議に以下の団体から委員が参画

- ・大和郡山市自治連合会
- ・大和郡山市治道地区自治連合会
- ・大和郡山市平和地区自治連合会

会議内容を大和郡山市ホームページで公表

10. その他

- ・法第7条による提案の有無

有  
○無

- ・送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は、その内容等

地域公共交通活性化・再生総合事業